

2012年 ディスクロージャー

SHIKASHIN REPORT

平成 23 年度 事業報告



神奈川県歯科医師信用組合



組合員、歯科医師会会員の皆さまには、日頃より格別のご愛顧を賜り心から御礼申し上げます。

この度、平成23年度における業績と経営内容を「しかしんREPORT2012」として取り纏めができましたので、当組合へのご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

神奈川県歯科医師信用組合は、歯科医業界における相互扶助の精神に基づいて神奈川県歯科医師会をはじめとする関係諸団体各位ならびに組合員各位のお役に立つ金融機関となることを目指しております。

今後も、皆さまにより充実した金融サービスを提供できるよう、経営の健全性の確保と経営基盤の強化に向け役員一同、努力を重ねてまいりますので、一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。



平成24年7月
理事長／後藤 哲哉

当組合のあゆみ(沿革)

- 昭和25年 2月 神奈川県歯科医師信用購買利用組合から改組設立
- 35年 7月 創立10周年記念式典
- 50年11月 本店改築落成
- 53年 3月 平塚支店開設
- 11月 預金量100億円達成
- 55年 2月 創立30周年記念式典
- 57年11月 川崎支店開設
- 58年 9月 貸出金100億円達成
- 62年10月 新県歯会館に本店移転
- 平成 1年 3月 預金量200億円達成
- 2年 2月 創立40周年記念式典
- 6年12月 相模原支店開設
- 8年 8月 貸出金200億円達成
- 9年 9月 預金量300億円達成
- 10年 1月 管理棟落成
- 12年 2月 創立50周年記念式典
- 16年12月 インターネットバンキング業務開始
- 17年 1月 決済用預金取扱開始
- 20年 6月 会計監査人と監査契約締結
- 21年 6月 後藤哲哉理事長就任
- 22年 2月 創立60周年

役員一覧(理事および監事の氏名・役職名)

(平成24年7月1日現在)

理 事

理 事 長	後藤 哲哉	理 事	山本 宗弘
専務理事・総務部長	大場 芳行	理 事	有近 徳幸
常務理事	増田 紀男	理 事	浅川 章光
常務理事	高橋 民男	理 事	小田嶋千里
常務理事・業務部長・企画部長	大貫 康雄	理 事	萩原 学

◇当組合は、職員出身者以外の理事8名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

監 事

監 事	矢島 肇
員外監事	清水 健雄
常勤監事	西郷 明弘

組合員の推移

(単位:人)

区 分	平成22年度末	平成23年度末
個 人	4,064	4,086
法 人	276	284
合 計	4,340	4,370

目次

ご あ い さ つ.....2	主要な経営指標の推移.....8	貸出金業種別残高・構成比.....12
沿 革 ・ あ ゆ み.....2	自己資本の充実状況.....9	貸倒引当金の内訳.....12
役 員 一 覧.....2	資金運用勘定、調達勘定の平均残高等.....11	貸出金償却額.....12
事 業 方 針.....3	総 資 産 利 益 率.....8	有価証券種類別平均残高.....12
平成23年度トピックス.....3	総 資 金 利 鞘 等.....8	有価証券種類別残存期間別残高.....12
経営環境・事業の概況・展望と課題.....3	有価証券、金銭の信託等の評価.....10	金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額.....13
機 構.....3	その他業務収益の内訳.....11	リスク管理債権及び同債権に対する保全額.....13
総 代 会 に つ い て.....4	預 貸 率 お よ び 預 証 率.....11	法 令 遵 守 体 制.....14
報 酬 体 系 に つ い て.....14	1店舗当りの預金および貸出金残高.....11	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容.....14
一 資 料 一	常勤役職員1人当りの預金および貸出金残高.....11	リ ス ク 管 理 体 制.....15.16
組 合 員 の 推 移.....2	預 金 種 目 別 平 均 残 高.....11	資料編.....17.18.19.20
貸 借 対 照 表.....5	預 金 者 別 預 金 残 高.....11	(バーゼルIIに関する事項を含む)
損 益 計 算 書.....7	財 形 貯 蓄 残 高.....11	代 理 貸 付 残 高.....21
剰 余 金 処 分 計 算 書.....7	定 期 預 金 種 類 別 残 高.....11	内 国 為 替 取 扱 実 績.....21
粗 利 益.....8	貸 出 金 種 類 別 平 均 残 高.....12	事 業 の ご 案 内.....21
経 費 の 内 訳.....8	担 保 種 類 別 貸 出 金 残 高 及 び 債 務 保 証 見 返 額.....12	手 数 料 一 覧.....21
役 務 取 引 の 状 況.....8	貸 出 金 金 利 区 分 別 残 高.....12	地 区 一 覧.....23
受 取 利 息 お よ び 支 払 利 息 の 増 減.....8	消 費 者 ロ ー ン ・ 住 宅 ロ ー ン 残 高.....12	地 域 貢 献.....22.23
業 務 純 益.....8	貸 出 金 使 途 別 残 高.....12	索 引.....24

■経営理念……地域社会の歯科保健医療の向上に貢献します。

神奈川県内の歯科医師とその関係者のため、相互扶助の精神に基づく金融の円滑化を通じて経済活動を促進し、且つその経済的地位の向上をめざしつつ、歯科医業の発展を図ることにより、地域社会の歯科保健医療の向上に貢献します。

■経営方針……経営の健全性と確固たる経営基盤を強化し歯科医療界の発展に寄与します。

1. 経営の健全性
組合員の皆様に手軽に安心してご利用いただける信頼される信用組合として健全経営をめざします。
このため、組合員のニーズにあった経営姿勢により、商品開発や資金の需要におこたえします。
融資信用リスクについては、審査管理体制を強化します。
なお、収益の向上を図るため一層の経営の合理化、効率化に努めるとともに、余資の運用は市場リスクの排除に努め、安全な運用を図ります。
2. 経営基盤の強化
業域信用組合としての特性を活かし、組合員と県歯科医師会や地域歯科医師会及び関係団体との交流により、相互理解を深め、金融の円滑化を通じて確固たる経営基盤の強化を確立します。
3. 事業の展望
組合の事業計画達成のため、預金・貸出金の増加を図り、かつ効率的な余資の運用により健全経営を基本に適正な利潤を確保し、事業の推進を図ります。
4. 人材の育成
職員の資質の向上を図り、お客様から、さらに信頼されるよう、人材の育成に努めます。
5. 法令やルールの厳格な遵守
法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な企業活動を行います。
なお、コンプライアンス体制を確立し、誇りをもって、働ける職場環境づくりをめざします。

トピックス

平成23年7月 役員全体会議を開催し、コンプライアンス研修等を実施。
平成23年9月 「しんくみの日週間」で花の種2,000セット配布。
地域歯科医師会等への講演会の開催(平成23年度4回開催)。
鶴見大学歯学部における研修医向け講演会の開催(平成23年度2回開催)。

経営環境

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により急激に落ち込んだ国内の景気も順調に回復に向かいましたが、被災地の復興、福島原発事故による電力問題等、震災関連の課題が山積されたままになっています。

また、円高が長期化し、厳しい雇用情勢やデフレ状況が続き、特に夏以降は、欧州債務危機問題に端を発した世界経済の停滞、タイにおける大洪水の影響による打撃で日本経済は厳しい状況となっています。

こうした中、為替相場は昨年までは円高基調であったものの、平成24年3月末ではドル相場では約82円、ユーロ相場では約110円となりました。また、国内金利は内外の厳しい経済状況や安全資産として日本国債が買われ長期金利(10年国債)が1%前後と低下して推移しております。日経平均は、平成24年3月末では景気の回復期待から終値は1万円を超えました。

当組合は、中小企業に対する「金融円滑化法」が一年間延長されたことを受け、経営改善を支援するためコンサルティング機能の積極的な発揮とそのための態勢を整え、経営課題の改善への助言を行うことで、業域の専門金融機関としての役割を果たしていくこととしました。

今年度も金融業界並びに歯科業界も非常に厳しい状況が継続しておりますが、このような時こそ当組合の理念である「相互扶助」の精神を堅持しつつ、足元が揺るがぬように安全・安心を確実に推進していくこととしました。また、自己資本の充実を図るため出資金の増強を行っていくこととしました。

事業概況

経済環境の低迷から金融円滑化法が延長されたことを踏まえ積極的な融資取扱の対応を行いました。歯科業界の設備投資意欲にも回復傾向が見られず、設備資金の調達には返済負担の増加を避け自己資金を当てるなど借入れに頼らない傾向が多くなり、借入れの申込は大きく減少いたしました。更に預金の取崩しや、不動産売却などにより債務の圧縮を図る事例も多く見られ、結果として貸出金は前期末より大きく減少しました。

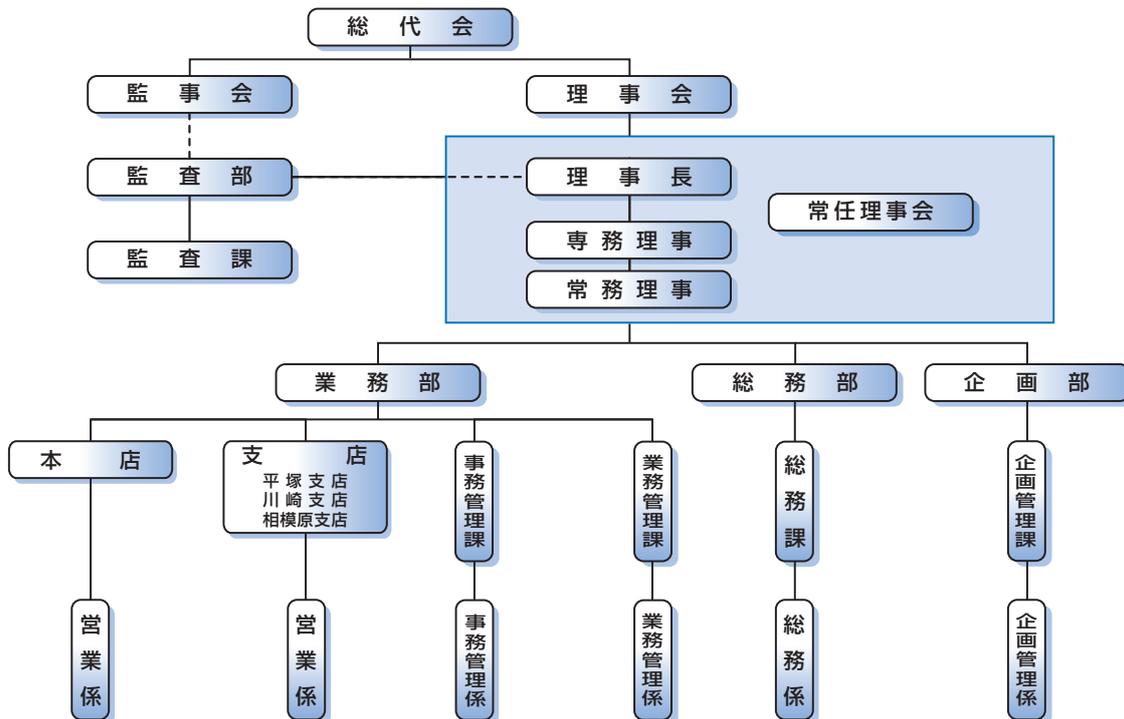
一方、預金・積金においても収入の減少から掛金負担の軽減を理由とした定期積金の落込みが大きくなりました。そして預金取崩しによる資金調達も一因として預金・貸出ともに事業目標を達成出来ませんでした。また、自己資本の強化策として出資金の増強を実施し、自己資本比率が前年比0.6%増の6.64%となりました。

経営の健全化、安定化を図るため有価証券運用に過度に頼らない経営を推進し、本来業務である貸出金増強の推進と不良債権の防止による収益の確保に努めるとともに、金融円滑化の延長に伴い、コンサルティング機能を発揮した歯科経営改善指導を積極的に図ってまいります。

また、神奈川県歯科医師会を始めとする歯科関係団体や歯科大学との連携を推進し、顧客層を拡大することで経営の基盤拡大を図ってまいります。

事業の組織

(平成24年7月1日現在)



■総代会の仕組みと役割

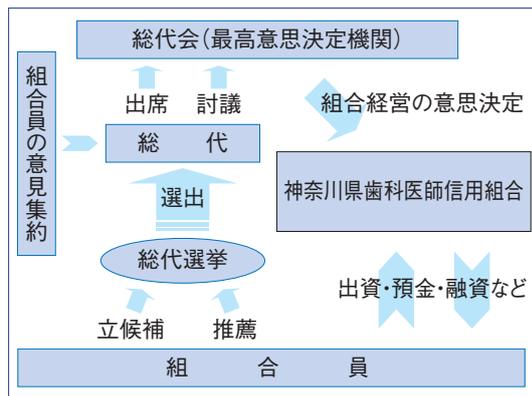
信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員4,370名(平成24年3月末)と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

また、当組合では、総代会に限定することなく、組合員(利用者)アンケート調査を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。



■総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規程に基づき、公正な手続を経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程に則り、当組合の理事長が各地区(選挙区)内の組合員のうちから委嘱した選挙責任者及び選挙立会人各一人以上から推薦された方もしくは自ら立候補した方の中から、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者(立候補者、(推薦を含む))の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者(立候補者、(推薦を含む))を当選者として選挙は行っておりません。

(2) 総代の任期、定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は地区(選挙区)を、神奈川県歯科医師会の区分に準じた33地区とその他1地区に分け、総代の選出を行っています。

総代の定数は、100人以上120人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております(平成24年3月末現在の組合員総数は4,370名)。

■総代会の決議事項等

第62期通常総代会が、平成24年6月28日午後3時より、神奈川県歯科保健総合センター地下大会議室で開催されました。当日は総代120名のうち、出席85名(うち、委任状による代理出席14名)、議決権行使書による出席26名のもと、全議案が可決・承認されました。

報告事項

第62期(平成23年4月1日より平成24年3月31日まで)事業報告ならびに貸借対照表および損益計算書報告の件

決議事項

- 第1号議案 第62期剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 第63期事業計画および収支予算案承認の件
- 第3号議案 組合員除名承認に関する件
- 第4号議案 定款の一部変更に関する件



■総代のご紹介 (総代定数 100人以上、120人以内)

平成24年7月1日現在 【平成24年6月1日就任(任期3年)】

選挙区	総代定数	総代数	総代氏名	(敬称略:五十音順)
横浜 中	5名	5名	有馬 敬二 長谷川幸司 宮地 繁 森田 稔彦 米今 豊秀	
横浜 西	2名	2名	武内 春男 羽田 宣裕	
横浜 南	3名	3名	北詰 榮一 野呂 将洋 松沢 昭生	
横浜 港南	2名	2名	田川 攻 撫養 勉成	
横浜 磯子	2名	2名	浦 辰郎 神保 裕紀	
横浜 金沢	3名	3名	朝香 雅一 伊藤 昌夫 山口 東吾	
横浜 保土ヶ谷	3名	3名	伊藤 洋一 高江洲 尚 萩原 直行	
横浜 旭	3名	3名	五十川 隆 高本 重行 細谷 孝明	
横浜 戸塚	3名	3名	和泉 隆之 高松 太一 藤田 勝	
横浜 栄	1名	1名	小笠原正男	
横浜 泉	2名	2名	高橋 信人 渡瀬 孝彦	
横浜 瀬谷	1名	1名	小澤 操	
横浜 神奈川	4名	4名	藍原 繁樹 足立 武久 石丸 博之 上田 譲	
横浜 港北	5名	5名	續 宏之 保刈 徳久 松田 圭子 山本 智彦 米山 敏之	
横浜 緑	1名	1名	加藤 喜夫	
横浜 青葉	3名	3名	北野 道廣 佐氏 又英 関町 典利	
横浜 都筑	2名	2名	西村 聡 星川晃一郎	
横浜 鶴見	4名	4名	井澤 政紀 岩木 一晃 宇佐美貴弘 長崎 康俊	

選挙区	総代定数	総代数	総代氏名	(敬称略:五十音順)
川 崎	19名	19名	井田 晴夫 井田 満夫 宇都宮文児 遠藤 慶一 及川 栄郎 小川 淳 金井 久弥 斉藤 善司 榑 直幸 関矢 徹 高森 勝久 田中 修 玉置 和延 花村 裕之 堀 祐児 松山 知明 宮坂 和弘 森戸 弘行 山内 典明	
横 須 賀	5名	5名	狩野 知也 佐久間博一 杉山 義祥 谷 繁信 中村 佳晃	
逗 葉	1名	1名	松岡 晃	
鎌 倉	3名	3名	島田 博 菅野 博幸 林 孝	
藤 沢	7名	7名	伊藤 保之 上田 千秋 片山 正昭 北村 隆行 児嶋 彰仁 鶴重 良太 宮杜 恭子	
大 和	3名	3名	大館 満 齊木 稔 本郷 農生	
茅 ヶ 崎	3名	3名	佐々木保博 鈴木 義博 三村 直士	
平 塚	5名	5名	荒井 正博 小林 通宏 鈴木 佑子 戸田 篤志 馬上富美男	
小 田 原	5名	5名	大橋利園子 杉山 健 高橋 諄吉 西山 俊夫 松尾 良平	
厚 木	3名	3名	鍵和田信二 水野 修 村山 正之	
海 老 名	1名	1名	山川 晃司	
相 模 原	8名	8名	相澤 恒 河原 武彦 小島 正裕 澤田 勝次 鈴木 豊 中山 栄一 松井 克之 八木 忠幸	
秦 野 伊 勢 原	3名	3名	宇山 武洋 大塚 哲也 守岡 憲二	
足 柄	1名	1名	檀山 義彦	
座 間	1名	1名	金井 雅仁	
そ の 他	3名	3名	池田 光雄 花木 隆之 横山 聡志	

- の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生しているものと認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認められる額を計上しております。
13. 破綻懸念先以下の債権に係る信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、過去の実績に基づく将来の負担金支出見込額で、正常先及び要注意先債権に係るものを貸倒引当金に117千円、破綻懸念先以下の債権に係るものを偶発損失引当金に1,476千円計上しております。
14. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
15. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 14百万円
17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。
18. 有形固定資産の減価償却累計額 756百万円
19. 貸出金のうち、破綻先債権額は92百万円、延滞債権額は636百万円であり、なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金(貸倒引却を行った部分を除く。以下「未取利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未取利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
20. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は36百万円であり、なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
22. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は765百万円であり、なお、19から22に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等についてリース契約により使用しています。
24. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
- | | | |
|-------------|-------|-------|
| 担保提供している資産 | 預け金 | 60百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | 職員預り金 | 37百万円 |
- 上記のほか、公益取扱いのためにその他の資産1,300千円、有価証券1百万円、為替取引のために預け金500百万円を担保として提供しております。
25. 出資1口当たりの純資産額は428円08銭です。
26. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか業務部により行われ、また、定期的に経営陣による常任理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理
(i)金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常任理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii)為替リスクの管理
当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。このうち、資金運用委員会では、市場運用商品の購入検討を行っており、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。保有している株式は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。これらの情報は企画部を通じ、理事会及び常任理事会において定期的に報告されております。

(iv)市場リスクに係る定量的情報
当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価は、34百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項
平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	12,325	12,335	10
(2) 有価証券	4,989	4,862	△126
満期保有目的の債券	1,133	1,007	△126
その他有価証券	3,855	3,855	—
(3) 貸出金(*1)	20,964	—	—
貸倒引当金(*2)	△250	—	—
	20,714	21,008	294
	38,209	38,206	177
	37,252	37,280	28
	37,252	37,280	28

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除してあります。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券
債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については28～31に記載しております。

(3) 貸出金
貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR, SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(LIBOR, SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*)	0
全信組連出資金(*)	124
合 計	124

(*非上場株式及び全信組連出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	12,325	—	—	—
有価証券	401	1,000	2,200	1,500
満期保有目的の債券	—	—	—	1,300
その他有価証券のうち満期があるもの	401	1,000	2,200	200
貸出金(*)	2,074	6,614	5,424	5,853
合 計	14,800	7,614	7,624	7,353

(*貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	27,662	9,558	31	—
職員預り金	37	—	—	—
リース債務	4	2	—	—
合 計	27,705	9,560	31	—

(*預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

28. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
そ の 他	148	174	25
小 計	148	174	25

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
社 債	200	193	△6
そ の 他	785	639	△145
小 計	985	832	△152
合 計	1,133	1,007	△126

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
債 券	2,883	2,806	77
国 債	615	605	9
地 方 債	312	300	11
社 債	1,955	1,899	55
そ の 他	203	200	3
小 計	3,086	3,006	80

損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成22年度	平成23年度
経常収益	752,371	744,507
資金運用収益	661,323	617,217
貸出金利息	539,443	512,472
預け金利息	23,185	20,307
有価証券利息配当金	90,901	77,851
その他の受入利息	7,792	6,586
役務取引等収益	27,164	26,096
受入為替手数料	17,862	16,891
その他の役務収益	9,301	9,205
その他業務収益	62,336	38,967
国債等債券売却益	35,934	13,422
国債等債券償還益	5,511	12,265
その他の業務収益	20,889	13,279
その他経常収益	1,547	62,224
貸倒引当金戻入額		60,073
その他の経常収益	1,547	2,150
経常費用	702,584	669,121
資金調達費用	66,476	48,763
預金利息	53,839	41,129
給付補填備金繰入額	11,383	6,377
その他の支払利息	1,253	1,255
役務取引等費用	63,079	61,700
支払為替手数料	11,231	11,086
その他の役務費用	51,847	50,613
その他業務費用	27	0
その他の業務費用	27	0
経費	568,447	557,744
人件費	373,632	369,988
物件費	189,558	182,708
税金	5,256	5,048
その他経常費用	4,554	911
貸倒引当金繰入額	4,010	—
その他の経常費用	543	911
経常利益	49,786	75,386

科 目	平成22年度	平成23年度
特別利益	79	—
償却債権取立益	79	—
特別損失	287	788
固定資産処分損	287	788
税引前当期純利益	49,579	74,598
法人税、住民税及び事業税	1,765	1,765
法人税等合計	1,765	1,765
当期純利益	47,813	72,832
繰越金(当期首残高)	42,615	54,171
記念事業積立金取崩額	10,000	—
当期末処分剰余金	100,428	127,004

(注)1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益 22円03銭

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	平成22年度	平成23年度
当期末処分剰余金	100,428	127,004
剰余金処分額	46,256	49,294
利益準備金	10,042	12,700
普通出資に対する配当金	6,214	6,594
	(年1%の割合)	(年1%の割合)
特別積立金	30,000	30,000
繰越金(当期末残高)	54,171	77,710

▶6ページの続き

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
債 券	768	800	△31
社 債	768	800	△31
小 計	768	800	△31
合 計	3,855	3,807	48

(注)1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当該事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)することとしておりますが、当事業年度における減損処理はありません。また、時価が取得原価と比べて30%以上下落した場合を「著しく下落した」と判断する基準としております。

29. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

30. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。(単位：百万円)

売却価額	売却益	売却損
413	13	—

31. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	(単位：百万円)			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	401	797	2,257	395
国 債	—	—	615	—
地 方 債	101	—	211	—
社 債	300	797	1,431	395
そ の 他	—	203	—	933
合 計	401	1,000	2,257	1,328

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,375百万円です。これらはすべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契

約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

(単位：百万円)	
繰延税金資産	—
繰越欠損金	258
貸倒引当金損金算入限度額超過額	62
貸出金債却損金算入限度額超過額	10
退職給付引当金損金算入限度額超過額	39
減価償却費損金算入限度額超過額	20
有価証券償却損金算入限度額超過額	41
その他	14
繰延税金資産小計	447
評価性引当額(△)	△447
繰延税金資産合計	—

繰延税金負債	—
有価証券時価評価差額金	13
繰延税金負債合計	13

繰延税金負債の純額 (追加情報)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.97%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については29.40%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については27.62%となります。この税率変更により、繰延税金負債は1,617千円減少し、その他有価証券評価差額金は同額増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債は1,937千円減少し、土地再評価差額は同額増加しております。

34. 追加情報
当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。
なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当事業年度の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上してあります。

経理・経営内容

経費の内訳

(単位:千円)

項目	平成22年度	平成23年度
人件費	373,632	369,988
報酬給料手当	297,721	291,559
退職給付費用	37,939	44,527
その他	37,971	33,900
物件費	189,558	182,708
事務費	74,088	73,151
固定資産費	38,358	39,862
事業費	16,441	12,151
人事厚生費	3,685	3,257
有形固定資産償却	25,342	22,966
無形固定資産償却	698	235
その他	30,944	31,083
税金	5,256	5,048
経費合計	568,447	557,744

粗利益

(単位:千円)

科目	平成22年度	平成23年度
資金運用収益	661,323	617,217
資金調達費用	66,476	48,763
資金運用収支	594,847	568,454
役員取引等収益	27,164	26,096
役員取引等費用	63,079	61,700
役員取引等収支	△35,915	△35,603
その他業務収益	62,336	38,967
その他業務費用	27	0
その他業務収支	62,309	38,966
業務粗利益	621,241	571,817
業務粗利益率	1.64 %	1.50 %

(注)1.資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(22年度、23年度ともにゼロ)を控除して表示しております。

$$2. \text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項目	平成22年度	平成23年度
受取利息の増減	△ 61,835	△ 44,105
支払利息の増減	△ 28,619	△ 17,712

役員取引の状況

(単位:千円)

科目	平成22年度	平成23年度
役員取引等収益	27,164	26,096
受入為替手数料	17,862	16,891
その他の受入手数料	9,301	9,205
その他の役員取引等収益	—	—
役員取引等費用	63,079	61,700
支払為替手数料	11,231	11,086
その他の支払手数料	1,495	1,481
その他の役員取引等費用	50,352	49,131

業務純益

(単位:千円)

項目	平成22年度	平成23年度
業務純益	57,210	14,073

総資産利益率

(単位:%)

区分	平成22年度	平成23年度
総資産経常利益率	0.13	0.19
総資産当期純利益率	0.12	0.18

(注)総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位:%)

区分	平成22年度	平成23年度
資金運用利回(a)	1.74	1.62
資金調達原価率(b)	1.68	1.59
資金利鞘(a-b)	0.06	0.03

主要な経営指標の推移

(単位:千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
経常収益	922,005	792,966	800,151	752,371	744,507
経常利益	41,256	△ 1,187,297	15,766	49,786	75,386
当期純利益	8,073	△ 1,289,255	13,764	47,813	72,832
預金積金残高	38,056,570	37,302,687	37,165,257	36,870,474	37,252,113
貸出金残高	20,617,584	21,357,441	22,716,802	22,449,012	20,964,280
有価証券残高	6,914,771	6,294,267	5,770,657	5,675,691	4,989,332
総資産額	40,160,133	38,799,597	38,903,164	38,653,880	39,075,259
純資産額	1,687,538	1,076,452	1,300,871	1,353,657	1,448,746
自己資本比率(単体)	7.88 %	5.32 %	5.78 %	6.04 %	6.64 %
出資総額	334,363	558,221	622,258	635,840	676,852
出資総口数	1,671,818 □	2,791,108 □	3,111,293 □	3,179,203 □	3,384,263 □
出資に対する配当金	13,227	3,794	6,106	6,214	6,594
常勤役員数	46 人	49 人	49 人	47 人	45 人

(注)1.残高計数は期末日現在のものです。

2.「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

自己資本の充実状況

(単位:千円)

項 目	平成22年度	平成23年度	項 目	平成22年度	平成23年度
(自 己 資 本)			自己資本総額 (A)+(B)=(C)	1,326,767	1,416,316
出 資 金	635,840	676,852	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
非累積的永久優先出資	—	—	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
優先出資申込証拠金	—	—	期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	—	—
資本準備金	—	—	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
その他資本剰余金	—	—	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第223条を準用する場合を含む)	—	—
利益準備金	357,072	369,773	控除項目不算入額 (△)	—	—
特別積立金	211,000	241,000	控除項目計 (D)	—	—
繰越金(当期末残高)	54,171	77,710	自己資本額 (C)-(D)=(E)	1,326,767	1,416,316
その他	—	—	(リスク・アセット等)		
自己優先出資(△)	—	—	資産(オン・バランス)項目	20,828,312	20,201,018
自己優先出資申込証拠金	—	—	オフ・バランス取引等項目	—	—
その他有価証券の評価差損(△)	—	—	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	1,135,586	1,107,468
営業権相当額(△)	—	—	リスク・アセット等計 (F)	21,963,899	21,308,487
のれん相当額(△)	—	—			
企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—	自己資本総額 (C)-(D)=(E)	1,326,767	1,416,316
証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	—	—	(リスク・アセット等)		
基本的項目(A)	1,258,085	1,365,336	資産(オン・バランス)項目	20,828,312	20,201,018
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	26,032	26,032	オフ・バランス取引等項目	—	—
一般貸倒引当金	42,649	24,947	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	1,135,586	1,107,468
負債性資本調達手段等	—	—	リスク・アセット等計 (F)	21,963,899	21,308,487
負債性資本調達手段	—	—			
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—	単体 Tier1 比率 (A/F)	5.72 %	6.40 %
補完的項目不算入額(△)	—	—	単体自己資本比率 (E/F)	6.04 %	6.64 %
補完的項目(B)	68,682	50,980			

(注)1.「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。
 2.「その他有価証券の評価差損(△)」欄は、平成24年3月31日までの間は、平成20年金融庁告示第79号に基づく特例に従い当該金額を記載しておりません。
 3.平成23年度から「一般貸倒引当金」欄には、偶発損失引当金のうち一般貸倒引当金に準じるものを含んでおります。

1.自己資本調達手段の概要(平成23年度末現在)

当組合の自己資本につきましては、組合員の皆様による(普通)出資金にて調達しております。

2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を保つよう努めております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。



経理・経営内容

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当ありません。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	平成22年度			平成23年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	287	293	5	148	174	25
	小 計	287	293	5	148	174	25
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	200	186	△13	200	193	△6
	小 計	933	743	△189	785	639	△145
合 計	1,133	929	△203	985	832	△152	
合 計	1,420	1,223	△197	1,133	1,007	△126	

(注)1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	平成22年度			平成23年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式 債	—	—	—	—	—	—
	国 債	3,059	2,982	77	2,883	2,806	77
	地 方 債	619	606	13	615	605	9
	短 期 社 債	583	575	7	312	300	11
	そ の 他	1,857	1,800	56	1,955	1,899	55
	小 計	406	399	7	203	200	3
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小 計	3,466	3,382	84	3,086	3,006	80
	株 式 債	—	—	—	—	—	—
	国 債	787	800	△12	768	800	△31
	地 方 債	99	99	0	—	—	—
	短 期 社 債	97	99	△2	—	—	—
	そ の 他	590	600	△10	768	800	△31
小 計	—	—	—	—	—	—	
合 計	787	800	△12	768	800	△31	
合 計	4,254	4,183	71	3,855	3,807	48	

(注)1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	0	0
全信組連出資金	124	124
合 計	124	124

金 銭 の 信 託

該当ありません。

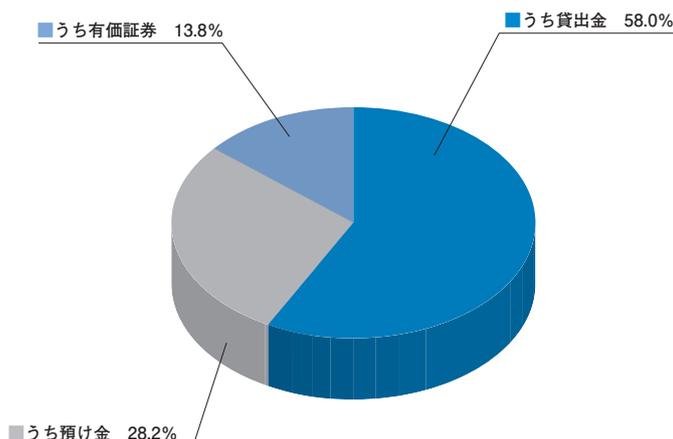
経理・経営内容

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高	利息	利回り	
資金運用勘定	22年度	37,830 百万円	661,323 千円	1.74%	
	23年度	37,920	617,217	1.62	
	うち貸出金	22年度	22,709	539,443	2.37
	23年度	21,921	512,472	2.33	
	うち預け金	22年度	9,358	23,185	0.24
	23年度	10,662	20,307	0.19	
	うち有価証券	22年度	5,638	90,901	1.61
	23年度	5,212	77,851	1.49	
	資金調達勘定	22年度	37,073	66,476	0.17
	23年度	37,103	48,763	0.13	
うち預金積金	22年度	37,020	65,223	0.17	
23年度	37,055	47,507	0.12		
うち譲渡性預金	22年度	—	—	—	
23年度	—	—	—	—	
うち借入金	22年度	—	—	—	
23年度	—	—	—	—	

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(22年度、23年度ともにゼロ)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(22年度、23年度ともにゼロ)及び利息(22年度、23年度ともにゼロ)を、それぞれ控除して表示しております。

資金運用勘定の平均残高



その他業務収益の内訳

(単位:百万円)

項目	平成22年度	平成23年度
国債等債券売却益	35	13
国債等債券償還益	5	12
その他の業務収益	20	13
その他業務収益合計	62	38

預貸率及び預証率

(単位:%)

区分	平成22年度	平成23年度	
預貸率	(期末)	60.88	56.27
	(期中平均)	61.34	59.16
預証率	(期末)	15.39	13.39
	(期中平均)	15.23	14.06

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(平残ベース)(単位:百万円)

区分	平成22年度末	平成23年度末
1店舗当りの預金残高	9,255	9,263
1店舗当りの貸出金残高	5,677	5,480

常勤役員1人当りの預金及び貸出金残高

(平残ベース)(単位:百万円)

区分	平成22年度末	平成23年度末
常勤役員1人当りの預金残高	771	823
常勤役員1人当りの貸出金残高	473	487

資金調達

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

種目	平成22年度		平成23年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	12,321	33.3	12,993	35.1
定期性預金	24,699	66.7	24,061	64.9
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合計	37,020	100.0	37,055	100.0

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区分	平成22年度末		平成23年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	28,370	76.9	28,800	77.3
法人	8,499	23.1	8,451	22.7
一般法人	8,475	23.0	8,419	22.6
金融機関	22	0.1	25	0.1
公金	2	0.0	5	0.0
合計	36,870	100.0	37,252	100.0

財形貯蓄残高

(単位:百万円)

項目	平成22年度末	平成23年度末
財形貯蓄残高	50	50

定期預金種類別残高

(単位:百万円)

区分	平成22年度末	平成23年度末
固定金利定期預金	21,375	20,822
変動金利定期預金	5	5
その他の定期預金	—	—
合計	21,380	21,088

資金運用

貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

科目	平成22年度		平成23年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	—	—	—	—
手形貸付	15	0.1	5	0.0
証書貸付	22,250	98.0	21,511	98.1
当座貸越	443	1.9	405	1.8
合計	22,709	100.0	21,921	100.0

有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

区分	平成22年度		平成23年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	669	11.9	670	12.9
地方債	657	11.6	429	8.2
短期社債	—	—	—	—
社債	2,502	44.4	2,712	52.1
株式	0	0.0	0	0.0
外国証券	1,808	32.1	1,398	26.8
その他の証券	—	—	—	—
合計	5,638	100.0	5,212	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

有価証券種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

区分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
		国債	平成22年度末 平成23年度末	— —	— —
地方債	平成22年度末 平成23年度末	276 101	102 —	302 211	— —
短期社債	平成22年度末 平成23年度末	— —	— —	— —	— —
社債	平成22年度末 平成23年度末	101 300	714 797	1,435 1,431	396 395
株式	平成22年度末 平成23年度末	— —	— —	— —	0 0
外国証券	平成22年度末 平成23年度末	401 —	205 203	— —	1,020 933
その他の証券	平成22年度末 平成23年度末	— —	— —	— —	— —
合計	平成22年度末 平成23年度末	778 401	1,022 1,000	2,457 2,257	1,417 1,328

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円、%)

区分		金額	構成比	債務保証見返額
		当組合預金積金	平成22年度末 平成23年度末	1,470 1,361
有価証券	平成22年度末 平成23年度末	— —	— —	— —
動産	平成22年度末 平成23年度末	— —	— —	— —
不動産	平成22年度末 平成23年度末	17,772 16,739	79.2 79.8	— —
その他	平成22年度末 平成23年度末	— —	— —	— —
小計	平成22年度末 平成23年度末	19,242 18,100	85.7 86.3	— —
信用保証協会・信用保険	平成22年度末 平成23年度末	1,738 1,608	7.7 7.7	— —
保証	平成22年度末 平成23年度末	1,341 1,132	6.0 5.4	— —
信用	平成22年度末 平成23年度末	125 122	0.6 0.6	— —
合計	平成22年度末 平成23年度末	22,449 20,964	100.0 100.0	— —

貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

業種別	平成22年度		平成23年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—
卸売業、小売業	85	0.4	82	0.4
金融業、保険業	100	0.4	100	0.5
不動産業	—	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—
医療、福祉	11,001	49.0	9,819	46.8
その他のサービス	—	—	—	—
その他の産業	70	0.3	108	0.5
小計	11,258	50.1	10,110	48.2
地方公共団体	63	0.3	63	0.3
雇用・能力開発機構等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	11,127	49.6	10,791	51.5
合計	22,449	100.0	20,964	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金償却額

(単位:百万円)

項目	平成22年度	平成23年度
貸出金償却額	—	—

貸出金金利区分別残高

(単位:百万円)

区分	平成22年度末	平成23年度末
固定金利貸出	8,037	7,907
変動金利貸出	14,411	13,056
合計	22,449	20,964

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

区分	平成22年度末		平成23年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	1,389	13.6	1,488	14.9
住宅ローン	8,841	86.4	8,468	85.1
合計	10,230	100.0	9,956	100.0

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

区分	平成22年度末		平成23年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	6,806	30.3	6,250	29.8
設備資金	15,642	69.7	14,713	70.2
合計	22,449	100.0	20,964	100.0

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

項目	平成22年度		平成23年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	42	4	24	△17
個別貸倒引当金	267	0	225	△42
貸倒引当金合計	310	4	250	△60

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

経営内容

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区 分	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成22年度	248	50	197	248	100.00
	平成23年度	257	61	195	257	100.00
危険債権	平成22年度	660	448	70	519	78.55
	平成23年度	471	316	29	345	73.33
要管理債権	平成22年度	67	63	0	64	94.89
	平成23年度	36	35	0	35	95.44
不良債権計	平成22年度	976	563	268	831	85.13
	平成23年度	765	413	225	638	83.36
正常債権	平成22年度	21,484				
	平成23年度	20,215				
合 計	平成22年度	22,461				
	平成23年度	20,981				

不良債権比率	
平成22年度	平成23年度
4.35	3.65

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は決算後(償却後)の計数です。

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区 分	残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)
破綻先債権	平成22年度	96	10	86
	平成23年度	92	7	84
延滞債権	平成22年度	812	489	181
	平成23年度	636	370	140
3か月以上延滞債権	平成22年度	—	—	—
	平成23年度	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成22年度	67	63	0
	平成23年度	36	35	0
合 計	平成22年度	976	563	268
	平成23年度	765	413	225

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ. 会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、ロ. 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、ハ. 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、ニ. 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、ホ. 手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1. 及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1. 及び2. を除く)です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1. ～3. を除く)です。
5. 「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「保全率(B+C)/(A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

法令遵守の体制

【法令等遵守体制】

当組合の経営理念に基づき、社会的責任と公共的使命を発揮することにより、お客さま及び社会からの信頼・信用を確保するためコンプライアンス・マニュアルを制定しております。また、同マニュアルには行動綱領および法令等遵守基本方針を規定し、役職員への周知徹底を図っております。尚、行動綱領には次の行動指針を制定しております。

1. 信用組合の公共的使命
2. キメ細かい金融サービスの提供
3. 法令やルールの厳格な遵守
4. 地域社会とのコミュニケーション
5. 職員の人権の尊重等
6. 環境問題への取組み
7. 社会貢献活動への取組み
8. 反社会的勢力との対決

コンプライアンス態勢の運営にあたっては、コンプライアンス委員会、コンプライアンス統括部門を設置し、各部署に配置するコンプライアンス担当者が法令及び各規程に違反する言行等がないかをチェックし、その状況について理事会及び監事会に報告を行っています。

また、役職員については、定期的に研修を行い、適正なコンプライアンス態勢の整備に努めています。

【顧客保護管理】

顧客保護管理体制の確立のために平成19年10月に「顧客保護等管理方針」をホームページに公表するとともに、役職員一丸となって、顧客保護(利用者保護)に関しての管理徹底に努めております。

※ 尚、上記方針については「しかしんホームページ」をご覧ください。

(<http://www.shikashin.co.jp>)

【反社会的勢力に対する基本方針】

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠へいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

報酬体系について

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により退職慰労金につきましては、在任期間中に毎月引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法
- b. 決定時期と支払時期

(2) 平成23年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	36

注1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」35百万円、「退職慰労金」1百万円となっております。

なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成23年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任、退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、平成23年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクを引起こす報酬体系はありません。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

当組合では、お客様により一層のご満足いただけるよう、お取引に係る相談・苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。お申し出は、「お取引先店舗」または「お客様相談室」をご利用ください。

お客様相談室(企画管理課)

住所 横浜市中区住吉町6-68-2

電話番号 045-641-2904

受付時間 午前9時～午後5時(土日・祝日および金融機関の休日を除く)

尚、苦情等対応手続については、「しかしんホームページ」をご覧ください。

(<http://www.shikashin.co.jp>)

●紛争解決措置

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合お客様相談室またはしんくみ相談所へお申し出ください。また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031)

第一東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3595-8588)

第二東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3581-2249)

なお、仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

例えば、横浜弁護士会の紛争解決センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の紛争解決センターで手続を進めることができます。

横浜弁護士会 紛争解決センター(電話:045-211-7716)

【窓口:一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

住所 〒104-0031東京都中央区京橋1-9-1(全国信用組合会館内)

受付日 月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く)

受付時間 午前9時～午後5時

電話 03-3567-2456

リスク管理体制

— 定性的事項 —

- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手順の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手順の概要…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号)第三条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手順の概要
- ・金利リスクに関する事項

●信用リスクに関する事項

リスクの説明 およびリスク管理の方針	信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。
管理体制	当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであると認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、リスク管理委員会や貸出債権管理委員会で協議検討を行い、必要に応じて常任理事会や理事会といった経営陣に対する報告をする態勢を整備しております。
評価・計測	信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスクの分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分の管理、及び与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。
<p>■貸倒引当金の計算基準</p> <p>貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定し、適正な計上に努めております。</p>	
<p>■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称</p> <p>信用リスクの計測方法として、当組合は「標準的手法」を採用し、保有するエクスポージャーに対して適切なリスク・ウェイトを適用しています。なお、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。 (株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシーズ(S&P)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)</p>	
<p>■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称</p> <p>エクスポージャーの種類ごとの適格格付機関の仕分けは行っておりません。</p>	
<p>■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手順の概要</p> <p>当組合は、リスク管理の観点から、取引先の財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失(信用リスク)を受けることを軽減するために、取引先によっては不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取り扱いに努めております。</p> <p>当組合が扱う担保には、自組合預金積金、不動産等が該当し、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等があります。また、その手続きについては、組合が定める「融資事務規程」等により、適切な事務取り扱い及び適正な担保評価を行っております。</p> <p>また、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、組合が定める「融資事務規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。</p> <p>なお、パーゼルIIで定められている信用リスク削減方法は、適格担保として自組合預金積金、保証として信用保証協会保証、民間保証会社の保証等が該当いたします。そのうち保証に関する信用度の評価については信用保証協会保証は政府保証と同様に、民間保証会社は金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により判定しております。</p> <p>また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、一顧客に対しての貸出金限度額を定めて特定顧客への集中とにならないよう管理するとともに、小口多数取引を推進してリスクの分散を図っております。</p>	
<p>■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手順の概要</p> <p>該当ありません。</p>	

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

経営内容

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明 およびリスク管理の方針	オペレーショナル・リスクとは内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外部事象の発生によって生じる損失に係るリスクをいいます。
管理体制	当組合では、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであると認識し、「統合的リスク管理方針」・「統合的リスク管理規程」のもとに「事務リスク管理規程」および「システムリスク管理規程」を整備し、リスク管理委員会を設置して適正なリスク管理に努めています。また、必要に応じて常任理事会や理事会といった経営陣に対する報告をする態勢を整備しております。
評価・計測	事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務手順書」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには相互牽制によるチェックを行い、事務処理の状況については、監査部による内部監査を予告なしで各部署に対して実施する等、正確性の確保と事故・不正防止に努めております。 また、システムリスク管理については、セキュリティ管理者およびシステム管理者を設置し、主要なコンピュータシステムは、信用組合のネットワークシステムである信組情報サービス(株)のSKCセンターオンラインシステムに加盟し、リスクの分散を図る等万全の体制を整えております。 その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢に努めております。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

当組合の「出資等エクスポージャー」

(単位:千円)

全 国 信 用 協 同 組 合 連 合 会	出 資 金	124,100
信 組 情 報 サ ー ビ ス 株 式 会 社	株 式	200
し ん く み 総 合 サ ー ビ ス 株 式 会 社	株 式	10

なお、上記の出資等エクスポージャーは、売却等を行う目的のものではなく、時価はありません。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明 およびリスク管理の方針	金利リスクとは、市場の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。
管理体制	銀行勘定の金利リスクを定期的に計測及び評価を行うほか、有価証券については管理分析システムによるVaRを算出し、その結果をリスク管理委員会で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告する態勢を整備しております。また、「統合的リスク管理方針」・「統合的リスク管理規程」のもとに「信用リスク管理規程」・「市場リスク管理規程」を整備し、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。
評価・計測	銀行勘定の金利リスク量は、保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値によって計算される経済価値の低下額としております。

■内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- ・計測手法
 - 預貸金、有価証券ともに「金利更改ラダー」
- ・コア預金
 - 対 象：流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等)
 - 算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、③現残高の50%相当額、以上の3つのうち最小の額を上限
 - 満 期：5年以内(平均2.5年)
- ・金利感応資産・負債
 - 預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
- ・金利ショック幅
 - 1%タイル、99%タイル値
- ・リスク計測の頻度
 - 月次(前月末基準)

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	109	34

リスク管理体制

— 定量的事項 —

- ・自己資本の構成に関する事項…自己資本の充実状況P.9をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する事項
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- ・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額…該当事項なし
- ・金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額…P.16をご参照ください

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	20,828	833	20,201	808
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	20,828	833	20,201	808
(i) ソブリン向け	198	7	198	7
(ii) 金融機関向け	3,123	124	3,399	135
(iii) 法人等向け	1,580	63	1,793	71
(iv) 中小企業等・個人向け	2,788	111	2,560	102
(v) 抵当権付住宅ローン	1,007	40	941	37
(vi) 不動産取得等事業向け	—	—	—	—
(vii) 三月以上延滞等	123	4	80	3
(viii) その他	12,006	480	11,226	449
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク	1,135	45	1,107	44
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	21,963	878	21,308	852

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)~(vii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には現金等が含まれます。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%



経営内容

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
			貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・ バランス取引		債 券		デリバティブ取引		三月以上延滞 エクスポージャー	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
国 内	37,259	38,111	22,449	20,964	3,970	3,775	—	—	282	247
国 外	1,620	1,133	—	—	1,620	1,133	—	—	—	—
地 域 別 合 計	38,879	39,245	22,449	20,964	5,591	4,909	—	—	282	247
製 造 業	198	177	—	—	198	177	—	—	—	—
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	100	100	—	—	100	100	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	200	200	—	—	200	200	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	85	381	85	82	—	298	—	—	—	—
金 融 業、保 険 業	2,295	1,893	100	100	2,195	1,793	—	—	—	—
不 動 産 業	100	199	—	—	100	199	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	19,212	9,819	19,212	9,819	—	—	—	—	282	247
そ の 他 の サ ー ビ ス	100	—	—	—	100	—	—	—	—	—
そ の 他 の 産 業	—	108	—	108	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	2,760	2,201	63	63	2,697	2,138	—	—	—	—
個 人	2,916	10,791	2,916	10,791	—	—	—	—	—	—
そ の 他	10,913	13,371	70	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	38,879	39,245	22,449	20,964	5,591	4,909	—	—	282	247
1 年 以 下	18,738	17,404	16,039	15,165	2,699	2,238	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	5,893	4,935	5,093	4,435	800	499	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	855	1,201	557	623	298	578	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	872	633	272	233	600	399	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	1,298	1,295	304	297	994	997	—	—	—	—
10 年 超	1,639	313	145	119	196	194	—	—	—	—
期間の定めのないもの	34	89	34	89	—	0	—	—	—	—
そ の 他	9,550	13,371	—	—	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	38,879	39,245	22,449	20,964	5,591	4,909	—	—	282	247

(注)1.「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことであり、

3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金等が含まれます。

4.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

5.「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」における業種別残高のうち、「医療、福祉」に分類される業種であっても用途が個人消費、個人住宅等に該当するものは「個人」欄の期末残高に含めて集計しております。(平成23年度分より)

6.残存期間別期末残高のうち金利が変動するものは、決められた金利の更改時期までを残存期間として集計しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、P.12の「一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」及び次頁の「業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等」には当該引当金の金額は含めておりません。

経 営 内 容

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業 種 別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	目的使用		その他		平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	268	267	18	6	—	0	18	48	267	225	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	268	267	18	6	—	0	18	48	267	225	—	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成22年度		平成23年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	2,947	—	3,376
10%	—	1,644	—	1,423
20%	11,337	302	13,624	302
35%	—	2,843	—	2,657
50%	585	189	881	186
75%	—	4,487	—	3,372
100%	148	14,755	226	13,135
150%	—	88	—	58
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	12,071	26,808	14,732	24,512

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,450	1,341	85	81	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社企業再生支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

経営内容

資料編

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

出資等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	平成22年度		平成23年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	124	—	124	—
合 計	124	—	124	—

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。(現在、投資信託は保有していません。)

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
売 却 益	—	—
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
評 価 損 益	49	34

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

その他業務

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第62期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成24年6月29日

神奈川県歯科医師信用組合

理事長

後藤哲哉 

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「公認会計士田中宏征事務所」の監査を受けております。

その他業務

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

区 分	平成22年度末	平成23年度末
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社日本政策金融公庫	—	—
独立行政法人 福祉医療機構	—	—
合 計	—	—

内国為替取扱実績

(単位:百万円)

区 分		平成22年度末		平成23年度末	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	40,002	19,700	37,924	18,605
	他の金融機関から	60,565	33,093	66,179	33,454
代金取立	他の金融機関向け	10	0	10	0
	他の金融機関から	—	—	—	—

手数料一覧

平成24年4月1日現在

振 込	窓 口 等	金 額	定例送金	窓口扱い
		3万円未満	420円	420円
		3万円以上	420円	630円
振 込	ATM	金 額	キャッシュカード	現 金
		3万円未満	210円	315円
	3万円以上	420円	525円	
	インターネット バンキング	金 額	端末機器使用	
		3万円未満	210円	
		3万円以上	420円	
振 込 組 戻 料				630円
代 金 取 立	至 急 扱 い			840円
	普 通 扱 い			630円
当組合内	振 込 ・ 送 金 ・ 代 金 取 立			無 料
種 類				料 金
当座預金	小切手帳	1冊(50枚)		1,050円
	約束手形	1枚につき		315円
	マル専手形	1枚につき		315円
通帳証書等再発行				1,050円
カード再発行				1,050円
証明書発行手数料	各証明書	1通		315円
	特殊証明書	1通		1,050円
	コム	1ヶ月につき		1,050円
CD・ATM手数料(払戻1回につき) ※手数料返戻サービス (当組合の組合員の方が支払 われた手数料は、翌月お口座 にお返しいたします。)	他金融機関利用の場合		料 金	
	平日18時まで(土曜14時まで)		105円	
	平日18時以降(土曜14時以降)		210円	
	日曜・祝日・年末(17時まで)		210円	
当組合利用の場合(全店)		無 料		
両替手数料(含、金種指定による預金からのお引き出し) 1回につき				
お 取 扱 枚 数		手 数 料		
1枚～50枚		105円		
51枚～100枚		210円		
101枚～500枚		315円		
501枚～1000枚		630円		
1001枚以上		500枚毎に315円を加算		

(注) 1. 「ご希望金種の枚数」と「ご持参現金の枚数」のいずれか多い方を基準とします。
2. 同一金種の交換(新券、損金への交換)及び記念硬貨への交換は手数料はかかりません。

(上記の手数料には消費税を含んでいます)

主要な事業の内容

預金業務

- 当座預金
 - 納税準備預金
 - スーパー定期預金
 - 大口定期預金
 - 期日指定定期預金
 - 普通預金
 - 総合口座
 - 据置期間後解約自由定期預金
 - 変動金利定期預金
 - 積立定期預金
 - 貯蓄預金
 - スーパー定期積金
 - 財形貯蓄預金
- ◎ 保険診療報酬の振込(口座自動振替・会費等自動引落等)

融資業務

- 消費ローン
- 川崎市医療施設整備資金
- 管財融資
- 県中小企業制度融資
- 学資ローン「はばたき」
- カードローン「アシスト200」
- 事業ローン
- 小規模企業共済融資
- 独立行政法人福祉医療機構医療貸付資金
- 医療整備ローン
- 住宅ローン
- オートローン

◎ 組合員ご加入のお願い

当組合は出資金を運営の資本とし、組合員の相互扶助を目的とした協同組合です。より幅広いお取り扱いのため、1万円からのご出資を是非お願い申し上げます。

サービス業務

- インターネットバンキングサービス
- 決済用預金(無利息型普通預金)
- ATMで暗証番号変更
- 年金自動受取り
- 内国為替サービス
- クレジット・サービス
- キャッシュカード・サービス(デビットカード)
- 統合ATMスイッチングサービスに基づく相互入金業務

《自動機器設置状況》ATM(現金自動預払機) 本店(県歯会館内) 1台
平塚支店 1台
川崎支店 1台
相模原支店 1台

地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は神奈川県歯科医業関係者を組合員とする業域信用組合であり、組合員がお互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織の金融機関です。金融業務を通じて組合員の歯科医業経営に関する事業の発展に寄与しており、ひいては県内住民の歯科医療および健康管理に貢献しております。

融資を通じた地域貢献

貸出金について【地域(業域)への資金供給の状況】

【貸出金残高 20,964百万円】平成24年3月末

(単位:百万円)

	先 数	残 高
個 人	959	18,800
個 人	157	2,826
事 業 主	802	15,973
法 人	119	2,164
法 人	117	2,001
地 公 体	2	163
合 計	1,078	20,964

制度融資・種類	先 数	残 高
医療施設整備資金 (神奈川県・川崎市)	97	301
管財融資(契約地域 歯科医師会)	25	37
消費者ローン	439	1,488
住宅ローン	351	8,468

【制度融資等のご説明】

◇川崎市医療施設整備資金

診療施設等改善資金として、川崎市との協定により当組合の資金を低利でご融資する制度です。

◇管財融資

地域歯科医師会からの預託金に当組合資金を同額加えてご融資する制度で、現在、川崎・藤沢・平塚・小田原・海老名・相模原・戸塚・泉・大和・厚木の各地域歯科医師会と協定し実施しています。

◇県中小企業制度融資

経営安定融資、無担保クイック保証融資等神奈川県信用保証協会の保証による県の制度融資です。

取引先への支援状況等

当組合では取引先への経営改善支援策として業務管理課に経営相談窓口を設置し、要注意債権等の健全化および不良債権の新規発生防止のための体制整備に努めています。また、経営改善を必要としている取引先(37先)について、経営改善計画および支援方針を決定し、経営改善のノウハウ等の提供を行っています。

業界へのサービスの充実

◆手数料返戻サービス

当組合の組合員の方が、他の金融機関のATMをご利用し、お支払いになった利用手数料は当組合が全額負担し、翌月まとめてお客様の口座へお戻しております。

◆無料税務相談

当組合では、顧問税理士により毎月第1木曜日に本店にて、医院経営・贈与・不動産・その他資産に関する税務相談を実施しております。ご希望の方はお気軽にご相談下さい。

◆経営相談窓口

当組合では、お客様の経営相談、経営支援のため相談窓口を開設しておりますので、どうぞお気軽にご利用下さい。

◆苦情相談窓口

当組合では、お客様のご意見、ご要望、苦情等を大切に、より良い組合作りのためにお客様相談室を開設しておりますので、どうぞお気軽にご利用下さい。

◆情報提供活動

当組合では、神奈川県歯科医師会発行の季刊誌「歯界季報」(年2回発行)の紙面に、組合の情報を掲載するとともに、渉外担当者により、ディスクロージャー誌の配布を行っています。

この他、ご要望により会合等で「組合の現状」をご説明致しております。

また、当組合では、ホームページ(<http://www.shikashin.co.jp>)を開設しておりますので、どうぞご覧下さい。

文化的・社会的貢献に関する活動

平成23年 6月 神奈川県歯科医師会野球大会への協賛

平成23年10月 神奈川県歯科医師親善ゴルフ大会への協賛

平成23年10月 神奈川県歯科医師テニス大会への協賛

企業の社会的責任(CSR)について

当組合では、歯科業界との共存・共栄を目指し、歯科医師並びにその関係者の皆様の経済活動の促進、また経済的地位の向上を図ることを経営理念に掲げ、CSR(企業(組合)の社会的責任)の考え方と共通する経営姿勢のもとに歩んでおります。

当組合はこの精神を基本に、組合員の皆様と一体となり業域の一員として金融業による社会貢献活動を踏まえた、地域社会の歯科保健医療の向上による社会貢献を担うものと考えます。

また、信用組合業界では、平成14年度から9月3日を「しんくみの日」、9月1日から7日を「しんくみの日週間」と定め、地域・業域に根ざした社会貢献活動を行っています。当組合においても、この期間に全4店舗で花の種2,000セットを配布し「花いっぱい運動」を実施しています。

地域密着型金融の進捗状況について

経営改善支援等の取組み実績

(単位:先数、%)

期初債務者数 (A)					経営改善 支援取組み率 (α/A)	ランクアップ 率 (β/α)	再生計画 策定率 (δ/α)
うち経営改善支援取組み先 (α)							
		α のうち期末に債務 者区分がランクアッ プした先数 (β)	α のうち期末に債務 者区分が変化しな かった先数 (γ)	α のうち再生計画を 策定した先数 (δ)			
1,134	37	1	32	13	3.3	2.7	35.1

(注)1.本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。

2.期初債務者数は平成23年4月当初の債務者数です。

3.債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。

4.「 α (アルファ)のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β (ベータ)」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α には含みますが β には含んでおりません。

5.「 α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ (ガンマ)」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。

6.「 α のうち再生計画を策定した先数 δ (デルタ)」は、 α のうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。

7.期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含まれません。

創業・新事業支援融資実績

該当ありません。

中小企業に適した資金供給手法

該当ありません。

顧客に対するコンサルティング機能の発揮

●金融円滑化への取り組み

当組合は、公共的使命を全うするため、業域・地域社会、業域経済の発展に貢献することを経営理念に掲げ、創意と工夫を活かして、組合員や業域・地域社会の期待・信頼に応え、適切な情報開示を行うとともに、組合員の皆様との対話により金融の円滑化に取り組んでおります。

その取組みに際しては、金融円滑化法、協同組合による金融事業に関する法律施行規則及び組合の経営理念・経営方針に則った、金融円滑化管理方針を定め、全役職員が対応しています。

●経営改善や事業再生への支援

経営改善支援が必要な取引先に対しては本部と営業店が協力し、お客様との日常的・継続的な関係から得られる各種情報を通じて経営の目標や課題を把握・分析した上で、適切な助言などにより、お客様自身の課題認識を深めつつ主体的な取組みを促し、同時に最適なソリューションを提案・実行していきます。

地区一覧(神奈川県全域)



店舗一覧表(事務所の名称・所在地)

(自動機器設置状況)

店名	住所	電話	ATM
①本店	〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68-2	(045)641-2904	1台
②平塚支店	〒254-0035 平塚市宮の前9-5	(0463)23-4928	1台
③川崎支店	〒211-0004 川崎市中原区新丸子東2-896-26	(044)433-8361	1台
④相模原支店	〒252-0236 相模原市中央区富士見5-2-18	(042)750-0200	1台

■ ご あ い さ つ …………… 2

【概況・組織】

1.事業方針…………… 3

2.事業の組織 *…………… 3

3.役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)*…………… 2

4.店舗一覧(事務所の名称・所在地)*…………… 23

5.自動機器設置状況…………… 23

6.地区一覧…………… 23

7.組合員数…………… 2

8.子会社の状況…………… 該当なし

【主要事業内容】

9.主要な事業の内容 *…………… 21

【業務に関する事項】

10.事業の概況 *…………… 3

11.経常収益 *…………… 8

12.業務純益…………… 8

13.経常利益(損失) *…………… 8

14.当期純利益(損失) *…………… 8

15.出資総額、出資総口数 *…………… 8

16.純資産額 *…………… 8

17.総資産額 *…………… 8

18.預金積金残高 *…………… 8

19.貸出金残高 *…………… 8

20.有価証券残高 *…………… 8

21.単体自己資本比率 *…………… 8

22.出資配当金 *…………… 8

23.常勤役員数 *…………… 8

【主要業務に関する指標】

24.業務粗利益及び業務粗利益率 *…………… 8

25.資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支 *…………… 8

26.資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘 *…………… 8.11

27.受取利息、支払利息の増減 *…………… 8

28.役員取引の状況…………… 8

29.その他業務収益の内訳…………… 11

30.経費の内訳…………… 8

31.総資産経常利益率 *…………… 8

32.総資産当期純利益率 *…………… 8

【預金に関する指標】

33.預金種目別平均残高 *…………… 11

34.預金者別預金残高…………… 11

35.財形貯蓄残高…………… 11

36.常勤役員1人当り預金残高…………… 11

37.1店舗当り預金残高…………… 11

38.定期預金種類別残高 *…………… 11

【貸出金等に関する指標】

39.貸出金種類別平均残高 *…………… 12

40.担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 *…………… 12

41.貸出金金利区分別残高 *…………… 12

42.貸出金用途別残高 *…………… 12

43.貸出金業種別残高・構成比 *…………… 12

44.預貸率(期末・期中平均) *…………… 11

45.消費者ローン・住宅ローン残高…………… 12

46.代理貸付残高の内訳…………… 21

47.常勤役員1人当り貸出金残高…………… 11

48.1店舗当り貸出金残高…………… 11

【有価証券に関する指標】

49.商品有価証券の種類別平均残高 *…………… 取扱いなし

50.有価証券の種類別平均残高 *…………… 12

51.有価証券種類別残存期間別残高 *…………… 12

52.預証率(期末・期中平均) *…………… 11

【経営管理体制に関する事項】

53.法令遵守の体制 *…………… 14

54.リスク管理体制 *…………… 15.16
資料編 …… 17.18.19.20
(バーゼルⅡに関する事項を含む)

55.苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 *…………… 14

【財産の状況】

56.貸借対照表、損益計算書、剰余金処分(損失金処理)計算書 *…………… 5.6.7

57.リスク管理債権及び同債権に対する保全額 *…………… 13
(1)破綻先債権
(2)延滞債権
(3)3か月以上延滞債権
(4)貸出条件緩和債権

58.金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 *…………… 13

59.自己資本充実状況(自己資本比率明細) *…………… 9
(バーゼルⅡに関する事項を含む)

60.有価証券、金銭の信託等の評価 *…………… 10

61.外貨建資産残高…………… 取扱いなし

62.オフバランス取引の状況…………… 該当なし

63.先物取引の時価情報…………… 該当なし

64.オプション取引の時価情報…………… 取扱いなし

65.貸倒引当金(期末残高・期中増減額) *…………… 12

66.貸出金償却の額 *…………… 12

67.財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について…………… 20

68.会計監査人による監査 *…………… 20

【その他の業務】

69.内国為替取扱実績…………… 21

70.外国為替取扱実績…………… 取扱いなし

71.公共債窓販実績…………… 取扱いなし

72.公共債引受額…………… 取扱いなし

73.手数料一覧…………… 21

【その他】

74.トピックス…………… 3

75.当組合の考え方…………… 3

76.沿革・歩み…………… 2

77.継続企業の前提の重要な疑義 *…………… 該当なし

78.総代会について…………… 4

79.報酬体系について…………… 14

【地域貢献に関する事項】

80.地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等)…………… 22

81.地域密着型金融の進捗状況について…………… 23



神奈川県歯科医師信用組合

《<http://www.shikashin.co.jp>》

〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68-2 TEL045(641)2904(代)